

岡山市地域の未来づくり推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 岡山市は、中山間・周辺地域における、持続可能な地域づくりをめざし、コミュニティビジネスの創出など、様々な地域課題の解決に取り組むための活動に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) コミュニティビジネス 地域住民、NPO法人、株式会社等の多様な団体が主体となり、ビジネスの手法を用いて行う、地域課題解決のための取組をいう。
- (2) 地域密着型団体 特定の地域の住民、そこで活動する地域住民主体の各種団体、NPO法人、株式会社等の法人格を有する団体が、組織化した団体をいう。
- (3) テーマ型団体 特定の地域に限らず活動する、前号で定める団体以外のNPO法人、株式会社等の法人格を有する団体をいう。

2 前項に掲げるもののほか、この要綱で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

(補助事業者)

第3条 補助事業者は、地域密着型団体及びテーマ型団体とする。この場合において、地域密着型団体については、第1号、第2号及び第4号から第9号の各号の全てを満たすものとし、テーマ型団体については、第3号から第9号の各号の全てを満たすものとする。

- (1) 別表第1に掲げる地域内において、原則として、概ね小学校又は義務教育学校区単位で組織化した、10人以上の団体であること。
- (2) 組織化した団体の構成員の2分の1以上（代表者を含む。）が、当該団体が組織化された地域に居住していること。
- (3) 岡山市内に事務所等を有し、別表第1で定める地域内の住民との協力関係のもとに、補助事業を行うこと。

- (4) 団体の定款，規約，会則等を有すること。
- (5) 法人格を有する団体にあつては法人が，法人格を有していない団体にあつては代表者等の団体を代表する者が，市税を完納していること。
- (6) 補助金の交付の対象となる事業を着実に実施できる組織体制があること。
- (7) 政治活動又は宗教活動を目的とした団体でないこと。
- (8) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦，支持又は反対することを目的とした団体ではないこと。
- (9) 暴力団又は暴力団員の統制下にある団体ではないこと。

（計画の認定）

第4条 補助事業者は，地域の未来づくり計画（以下「計画」という。）について，市長の認定を受けなければならない。

2 前項の認定を受けようとするときは，次に掲げる書類を，別に指定する日までに市長に提出，申請しなければならない。ただし，既に，計画の認定を受けている団体にあつては，計画期間が終了するまでの間，重ねて他の計画の申請をすることはできない。

- (1) 地域の未来づくり計画認定申請書（様式第1号）
- (2) 地域の未来づくり計画書（様式第2号）
- (3) 団体構成員名簿（様式第3号）
- (4) その他，市長が必要と認める書類

3 計画の対象とする地域は，別表第1に掲げる地域内の，原則として，概ね小学校又は義務教育学区の地域とする。

4 計画の対象となる事業は，次の各号に掲げる活動を行う事業とする。この場合において，第1号及び第2号については，コミュニティビジネスの手法を用いた事業活動を行うものとする。

- (1) 地域産品等の地域資源活用，地域産業や商業の維持等の，地域活力の創出につながる活動
- (2) 地域における支え合いの仕組みづくりや生活支援サービスの維持等の，生活機能やサービスの維持，創出につながる活動
- (3) 前2号に掲げる活動の効果促進を目的とした，交流人口の増加，定住促進等の人口対策の活動（地域密着型団体に限る。）

5 計画の対象となる事業は，次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 地域課題や住民ニーズに対応した事業であるとともに、補助事業終了後も継続して取り組む仕組みや体制が考えられていること。
- (2) 催事自体を主目的とする事業でないこと。
- (3) 施設整備又は備品の取得のみを目的とする事業でないこと。
- (4) 事業の主要な部分を他に委託する事業でないこと(高度な専門性が必要であるなどの合理的な理由がある場合を除く。)
- (5) 個人への金銭的給付を行うものでないこと。
- (6) 他の補助制度の対象となっていない事業であること。
- (7) 政治活動又は宗教活動を目的とする事業でないこと。
- (8) 公序良俗に反するおそれがあると認められる事業でないこと。
- (9) その他、市長が適当でないとする事業でないこと。

6 計画に定める期間は、補助事業者に応じて、次に掲げる各号の期間とする。

- (1) 地域密着型団体 3年以上5年以内
- (2) テーマ型団体 3年

7 市長は、第2項の申請があった場合は、その認定の可否を決定し、その結果を地域の未来づくり計画認定通知書(様式第5号)又は不認定通知書(様式第6号)により、申請者へ通知するものとする。

8 前項の計画の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)が、当該申請内容の主要な部分を変更しようとするときは、地域の未来づくり計画変更認定申請書(様式第7号)に第2項第2号から第4号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

9 前項の規定による変更の申請があったときは、第7項の規定を準用するものとする。
(補助事業、補助率及び上限額)

第5条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、前条第7項の認定を受けた計画に定められた事業とし、補助率及び上限額等は、別表第2に掲げるところによる。

2 市長が必要と認める場合は、ソフト経費及びハード経費の上限額の合計の範囲内で、500万円を上限にハード経費の上限額を減じ、ソフト経費の上限額に加えることができるものとする。

(補助対象経費)

第6条 第4条の規定により計画の認定を受けた者が補助事業を実施するために必要な経

費のうち、第2項に掲げる経費（以下、「補助対象経費」という。）について、必要性及び妥当性を勘案し、予算の範囲内で補助金を交付する。補助事業実施期間は補助金の交付決定日から3月末日または交付の条件として特に記載する事業実施期限のいずれか早い日までとする。

2 補助対象経費は事業に必要かつ相当と認められる、次に掲げる経費とする。

(1) ソフト経費

ア 商品又はサービスの企画、研究開発、広報及び宣伝に係る経費

イ 事務所等の借りに要する経費

ウ 活動の効果促進を目的とした、交流人口の増加、定住促進等の人口対策の活動に係る経費（地域密着団体に限る。）

エ 補助事業に従事する者の人件費（人件費の2分の1以内。）

オ その他、市長が必要と認める経費

(2) ハード経費

ア 施設整備に要する経費（新築に要する経費は除く。）

イ 10万円以上の備品

ウ その他、市長が事業に必要と認める経費

3 補助対象外経費は次に掲げる経費とする。

(1) 飲食に要する経費

(2) 出資、出捐及び貸付に要する経費

(3) 土地及び建物の取得及び補償に要する経費

(4) 事業の実施そのものを業務とするものに対する委託料

(5) 交際費

(6) 既存の施設又は備品の維持管理に係る経費

(7) 賞金

(8) 施設整備及び備品の取得をする場合の登記、登録、保険等の諸経費

(9) その他、市長が適当でないと認める経費

4 補助事業に、入場料、出展料、参加料、売上金等の当該事業収入がある場合は、必要に応じて補助対象経費から控除することができるものとする。

（補助金額）

第7条 補助金額は、別表第2に掲げる区分に応じ前条に定めるソフト経費及びハード経

費それぞれの補助対象経費に補助率を乗じて得た額の合計とする。ただし、合計する前のそれぞれの算出額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。ただし、前条第4項の規定により、市長が認める場合は、補助対象経費から控除の必要のない額を除いた当該事業収入を控除した額に、補助率を乗じて得た額とする。

(交付申請)

第8条 補助事業者で補助金の交付を受けようとするものは、次に掲げる書類を市長に提出、申請しなければならない。

- (1) 地域の未来づくり推進事業補助金交付申請書(様式第8号)
- (2) 地域の未来づくり計画書(様式第2号)
- (3) その他、市長が必要と認める書類

2 前項の補助金を交付申請するに当たって、当該補助金における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。)(以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金の交付の決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、当該申請に係る書類等を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨を地域の未来づくり推進事業補助金交付決定通知書(様式第9号)により、補助事業者に通知するものとする。

(交付の条件)

第10条 市長は、規則第7条第2項の規定に基づき、補助金の交付に当たって、同条第1項各号に定める事項のほか、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 補助事業により取得した備品又は効用の増加した財産については、台帳を作成しておくとともに、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理することにより、その効率的な活用を図らなければならない。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項を遵守しなければならない。

(補助事業の変更、中止又は廃止)

第11条 第9条の規定による補助金の交付の決定後において、補助事業内容の変更、中止又は廃止をしようとするときは、補助事業者は、速やかに地域の未来づくり推進事業補助対象事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第10号）に第8条第1項第2号及び第3号に掲げる書類の該当部分を明記のうえ提出、申請し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により承認の申請があった場合において、その申請が適当であると認めたときは、これを承認し、地域の未来づくり推進事業補助対象事業変更（中止・廃止）承認通知書（様式第11号）により補助事業者に通知するものとする。

（状況報告）

第12条 補助事業者が施設整備工事を行う場合は、補助事業の進捗状況に関し、工事着工報告書（様式第12号）を工事着工の日から7日以内に提出しなければならない。

2 補助事業者は、市長が指示したときは、補助事業の遂行状況を工事進捗状況報告書（様式第13号）により、市長に報告しなければならない。

（補助事業の遂行命令）

第13条 市長は補助事業者が提出する報告等により、補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないことを認める時は、補助事業者に対し、これに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

（着手届及び完了届）

第14条 補助事業者は、補助事業に着手したとき及び当該補助事業が完了した時は、地域の未来づくり推進事業補助金事業着手・完了届（様式第14号）により、市長に届け出なければならない。

（工事検査）

第15条 補助事業者は施設整備工事が完了した時は、完了後10日以内に、工事検査申請書（様式第15号）を市長に提出しなければならない。

（完了実績報告）

第16条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、次に掲げる書類により、市長に報告しなければならない。

- (1) 地域の未来づくり推進事業完了実績報告書（様式第16号）
- (2) 地域の未来づくり計画及び地域の未来づくり推進事業実績書（様式第17号）
- (3) 補助事業に要した経費に係る領収書

(4) その他、市長が指定する書類

2 前項の完了実績報告書の提出期限は当該年度の3月末日とする。ただし市長が適当と認める場合にあっては、この限りでない。

3 第8条第2項ただし書きに該当する補助事業者は、第1項の完了実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金の消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第18号）により速やかに市長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第17条 市長は、前条第1項の規定による完了実績報告書の提出があった場合において、書類審査や、現地調査等により、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、地域の未来づくり推進事業補助金交付確定通知書（様式第19号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第18条 補助金は、前条の規定により確定した額を補助事業が完了した後に交付する。

ただし、補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、地域密着型団体に対し、当該事業の完了前に補助金の一部を交付することができる。

2 前項の規定に基づき、補助事業の完了前に交付できる額は、交付すべき補助金の交付決定金額の100分の80以下とする。

3 補助事業者が第1項の規定による補助金の交付を受けようとするときは、地域の未来づくり推進事業補助金交付請求書（様式第20号）により、市長に請求しなければならない。

4 完了前交付した補助金の額と第17条により通知した額とに過不足を生じたときは、速やかにこれを精算するものとする。

（交付決定の取消し）

第19条 市長は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、又は補助金の交付決定の内容、これに付した条件、関係法令若しくはこれに基づく市長の処分に違反した時は、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後についても適用する。

（補助金の返還）

第20条 市長は、補助金の交付を取り消した場合において、補助事業の取消しにかかる部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、地域の未来づくり推進事業補助金返還命令書（様式第21号）により、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、前項の規定によりその返還を命ずるものとする。
（財産処分等の制限）

第21条 規則第24条の別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、市長が別に定める期間）又は交付決定の日から10年のいずれか短い期間とし、同条に規定する市長が定める財産は、5万円以上の備品とする。

2 規則第24条に定める市長の承認を受けようとするときは、財産処分等承認申請書（様式第22号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、補助事業者が市長の承認を受けて第2項に掲げる財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

（雑則）

第22条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

別表第1（第3条，第4条関係）

以下に掲げる小学校又は義務教育学校区とする。

【北区】足守，加茂，蛍明，五城，庄内，竹枝，建部，中山，平津，福渡，野谷，牧石，馬屋上，馬屋下，御津，御津南，桃丘，横井，鯉山

【東区】浮田，雄神，開成，可知，芥子山，江西，古都，西大寺，西大寺南，山南学園，城東台，千種，角山，豊，平島，政田，御休

【南区】甲浦，興除，小串，妹尾，曾根，第一藤田，第二藤田，第三藤田，灘崎（迫川含む），七区，東疇，彦崎，箕島

別表第 2 (第 5 条, 第 7 条関係)

補助率, 上限額等

	テーマ型団体	地域密着型団体
法人格なし		<ul style="list-style-type: none"> ・地域の未来づくり計画期間内における補助金合計の上限額 ソフト経費：500 万円 ハード経費：500 万円 ・補助率 ソフト経費：4/5 以下 ハード経費：4/5 以下
法人格あり	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の未来づくり計画期間内における補助金合計の上限額 ソフト経費：1,000 万円 ハード経費：1,500 万円 ・補助率 ソフト経費：2/3 以下 ハード経費：2/3 以下 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の未来づくり計画期間内における補助金合計の上限額 ソフト経費：1,000 万円 ハード経費：1,500 万円 ・補助率 ソフト経費：4/5 以下 ハード経費：4/5 以下